

論文

聴覚障害児の言語獲得における多言語状況

上 農 正 剛*

1. 聴覚障害児医療・教育の現状一見落とされている視点

本論が目的とするのは聴覚障害児の言語獲得状況が結果として生み出している複雑な多言語状況の描出である。それはどのような要素の絡み合いにより現実の中で複雑化しているのか。ただし、その複雑な状況の中に堆積した具体的諸問題についての局所的解決策をいきなり提示することはしない。なぜなら、局所的问题に局所的に応えたとしても、それは現実の中では実践的に機能しないことが多いからである。従って、まず、本論で試みるのは、その各問題自体が他の問題との関連性の中で、どのような困難さを有しているのか、それはどのような意味合いにおいて「厄介な問題」なのかということの説明である。

聴覚障害児に対する医療と教育はこの数年、様々な意味で過渡期に差し掛かっている。医療の領域では1998年に厚生省（当時）により試験的導入が開始された新生児聴覚スクリーニング検査¹の実施により、出生直後の新生児の聴覚障害の早期発見が可能になった。そして、それは必然的に聴覚障害児に対する最早期養育を要請する結果となった。聴覚障害児医療はこの要請に対し人工内耳という新たな医療技術で応えようとしている。このスクリーニングによる早期発見から人工内耳への誘導という一連の流れは「早期発見・早期治療」という医療概念により創設された新たな聴覚障害児医療の「市場」とも言える。これは聴覚障害児に対し、あくまで音声言語の習得を目指させる従来の取り組みの更なる強化、推進であるが、聾学校等の教育現場や当事者である聴覚障害者からは、人工内耳の浸透拡大傾向には懸念の声もあがっている。なぜなら、聾教育に携わった教師やその影響を被った聴覚障害児たちは、音声言語を絶対視した口話法という教育の問題性を経験的に認識しており、この数年はその反省、改善が聾教育の主要な課題だったからである。そうした立場からは、人工内耳の浸透拡大は再び音声言語のみを絶対視するかつての口話法的理念への回帰、逆行、退行にも見えるのである。無論、医療側は人工内耳というこの新たな技術の有用性を強調する「成果」を積極的に公表しており、その実施数は年々増加しつつある。つまり、この新たな救済策を選択する保護者も急増しているというのが現実である。

ただし、人工内耳がもたらす「成果」（救済の実質）については慎重な検討が要る²。問題は人工内耳の限界性、制限性が医療者にどこまで明確に認識されているかということ、そして、その医療者の認識状態の結果として、それ以上に重要な問題となるのは、それを選択する際の最終責任者である保護者がその限界や制限についてどこまできちんと理解した上で人工内耳の埋め込みを選択、決断しているかということである。つまり、保護者は人工内耳という医療技術に関する情報をどこまで遺漏なく正確に説明された上で、それを選択しているのかという「インフォームド・コンセント」の問題がある。

一方、教育の領域では、「特別支援学校」という大きな変革が現場に及んでいる。これは従来の盲・聾・養護という各種障害専門学校を統廃合し、新たに軽度発達障害児（自閉症児、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、広汎性発達障害）への対応も織り込んだセンター的役割を持たせた総合障害児教育機関を設置しようとする行政施策である。その結果、近年のインテグレーション（統合）教育の主流化³にともない在籍生徒数が激減し続けてきた各地の聾学校³は恰好の統廃合対象になり、その存続が危ぶまれている。

スクリーニング検査による早期発見・早期養育、それに伴う人工内耳という新たな「救済策」の導入で医療側は活性化し、一方、「特別支援学校」という行政側からの改革という外圧により、聾教育現場は存続意義の立証を厳しく迫られる事態となった。その結果、聴覚障害児に関する医療と教育の領域では、音声言語の習得成果をめぐる問

キーワード：多言語、書記言語、手話言語、人工内耳、言語資本

*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2005年度入学 公共領域

題、あるいは手話の導入意義に関する問題に議論が集中するようになった。前者は病理的観点から様々な言語検査をして、その数値的データにより音声言語習得の意義を主張し、後者は聾者にとっての実質的流通性の評価と聾文化への尊重という観点から手話の必要性を強調している。どちらも確かに、それ自体として十分に検討されるべき問題ではあるが、議論がそこに集中するあまり、それが本質的で重要な問題の存在を忘却させている面がある。本質的な問題とは、現状の聴覚障害児の言語獲得に生じている独自の多言語性と政治性（幼少期の言語環境の成立時と成人後の言語共同体形成時における、それぞれの「権力」の介入状況）という観点である。さらに言えば、言語という文化資本がもたらす政治的、経済的価値という観点を踏まえた議論である。

病理モデルによる音声言語習得の意義の主張は言語発達という時間的推移から見て、多くの場合、就学前か小学校時代という非常に短いある一定期間を前提、対象にした話に過ぎない。同様に、手話のコミュニケーション面の必要性を過度に強調する議論も、事実として、既に音声言語を主なコミュニケーション手段として生活している補聴器を装用した難聴者や人工内耳埋め込み児にとっては、聾者という少数者の立場のみに光を当て、そこからのみ物事を判断、思考する「自民族中心主義」的発想に見えざるを得ない面もある。つまり、いずれにしても、部分的「事実」に立脚した議論であるという問題を残している。しかしながら、実際の聴覚障害児が置かれている言語獲得状況はそのような限定した議論で捕らえられるほど単純ではなく、様々な要素が絡み合った極めて複雑な様相を呈している。一言で言えば、それは明らかに多言語・多文化的状況なのである。

しかし、多言語・多文化問題として聴覚障害児の言語獲得状況を分析、考察する視点は従来ほとんどなかった。それは、聴覚障害児に関与した専門領域が医療か福祉か教育に限られていたからであろう。聴覚障害児の言語獲得に関し、少なくとも日本においては、社会学、言語学、人類学、民族論、言語政策というような観点からの検討は最近までほとんど見られなかった⁴。本論では聴覚障害児の言語獲得状況がどのような意味で多言語・多文化状況にあるのか、そして、それが複雑で錯綜した相互関係の中で、社会的、文化的、政治的にどのような意味を生成しているのかを分析する。そして、それを通し、聴覚障害児の言語獲得における未解決の課題の在在を指摘したい。

2. 聴覚障害児の世界

2-1 聴覚障害の「病理的」定義と「社会的」理解

聴覚障害という概念はどのように定義されているか。まず、病理的定義がある。病理的定義は聴力を機器で測定し、その結果をデシベル（dB）という単位で数値化し、その聴力数値により軽度・中度・高度難聴として段階評価する。数値測定が困難なほど聞こえない場合は「スケールアウト」と評価される。これは個体が有する聴力という生理的、身体的能力を物理的に測定した結果に基づく分類であるから、極めて客観的な分類とも言える。聴覚障害医療においては、すべての聴覚障害は軽度、中度、高度、スケールアウトのいずれかの「難聴」であり、原則として「聾」という呼称は用いない。

一方、聴覚障害という概念は社会的状況に基づき理解される場合もある。社会には実際、「難聴者」と「中途失聴者」と「聾者」という3通りの呼称があり、それを総称する言い方として「聴覚（あるいは聴力）障害者」あるいは「聞こえない人」という表現が使用されている⁵。医療が統一的に使用する「難聴」という呼称とは別途にこのような多様な呼称があるのは、医療により「難聴」と診断された聴覚障害児たちが、その後、成長と共に身をおく教育機関（学校）や獲得していく言語の様態や帰属する言語集団に多様性があり、その多様な状況の差異により、それを指し示す呼称として社会に複数の名称が生じたためである。つまり、聴覚障害を捉える概念としていわゆる「病理（医療）的」定義とは別に「社会的」状況から生じた現実を反映した呼称が存在する所以がここにある。

2-2 教育環境と言語獲得状況

聴覚障害児は医療的診断により聴覚障害の確定を言い渡された後、どのような経緯をたどり成長していくのだろうか。特にその言語獲得の状況はどのようなものであろうか。そこにはいくつもの選択と分岐、成功と失敗があり、そのことがその聴覚障害児が獲得、あるいは習得する言語の内実（種類と質）を決定している。

聴覚障害児が言語を獲得する過程に沿って、その状況を説明しよう。まず、家族の自発的な気づきか、あるいは

定期健診により乳幼児の聴覚障害が発見される。耳鼻科医は診断はしたものの、現存の医療技術では聴覚障害を病理的に治療、治癒することは出来ない、補聴器の装用と言語訓練による残存聴力の活用を勧める⁶。その際、耳鼻科医の価値観を占有しているのは「言語は音声を通じて初めて獲得される」のだから、「言語獲得の臨界期内に残存聴力を出来るだけ活用して音声言語を習得させ、それによる言語獲得を促さなければ、一生、言語は身につかない」という判断、認識である。耳鼻科医の言語観について考える際、非常に重要なことは、手話という視覚的言語が存在すること、手話が自然言語としてコミュニケーションを支えることが出来ることは耳鼻科医には一切認識されていないし、当然、そのことが聴覚障害児の保護者に教示（情報提供）されることもないということである⁷。そして、その音声言語絶対視を実質的に支える補聴器の管理と音声言語訓練を言語聴覚士や聾学校の教師が請け負うことになる。

従って、ほとんどの聴覚障害児は就学前に徹底した音声言語（聞き取りと発音）の訓練を受けることになる。言語獲得の当初から音声言語のみを目指す世界に置かれる訳である。無論、家庭においても日夜、音声言語の習得が熱心に目指される。つまり、聴覚障害児は発音すること、音声を聞き取ることを繰り返し要求される。身体能力的に出来ないことを要求され続ける状況が聴覚障害児にとっては日常化する。繰り返さざるを得ないのは発音が不明瞭で通じないからであり、十分には聞き取れないからである。聞こえない以上、それは当然のことであろう。しかし、「繰り返し訓練すれば話せるようになる、聞き取れるようになる」というのが医療者が言い続けてきたことであつたし、それは保護者の期待でもあつたため、この「言語訓練」は熱心に行われてきた。言語の獲得はモデルの知覚的摂取→構造化→表出というプロセスをたどるのであつて、その逆は心理的にあり得ないという言語学的常識からも、この取り組みには根本的な無理、誤謬があつたと思われるが、そのような反省はされなかつた。

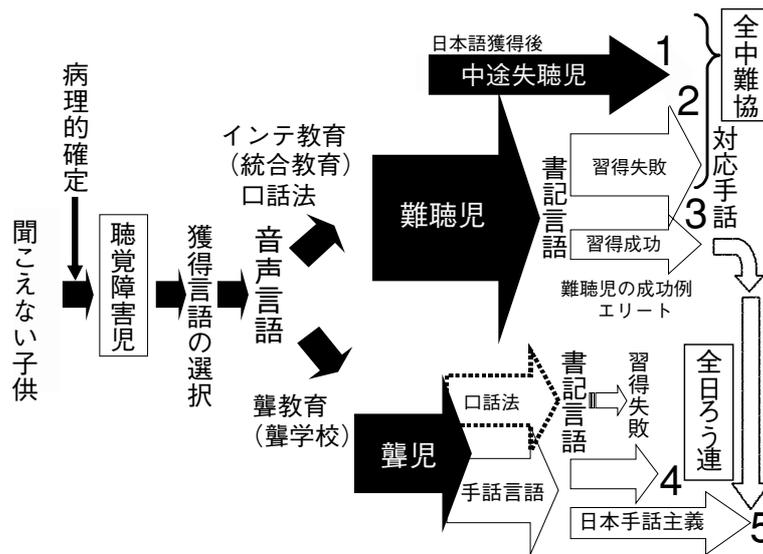


図1 聴覚障害児の言語獲得過程と各言語集団の形成 (2006 上農 作成)

就学を迎える段階に一つの大きな岐路がある（以下、図1参照）。インテグレーション（統合教育）を選択するか、聾学校に行くかという問題である。最近は手話の重要性に気づき、率先して聾学校を選択する親も一部いるが、それは先鋭的な極少数の親であつて、ほとんどの親はインテグレーションを選択する。そこには幾つかの「当然な理由」がある。聴者の世界に参入するため音声言語の習得を目指した以上、小学校も聴者と同じ所に入学させたいという意識。言語訓練の努力をしてきた以上、声で話せる世界に進ませたいという願望。医療の専門家も自らの対応の成果としてインテグレーションを推奨する⁸。その結果、多くの聴覚障害児が普通校に入学する。インテグレーションできないのは、就学前の音声言語の訓練結果があまりにも思わしくなく、音声での授業や交流についていけないと判断せざるを得なかつた聴覚障害児である。彼らは音声言語訓練の「落ちこぼれ」「劣等生」であり、聾学校はそのような「負け組」が行く所だという評価が暗黙のうちに流布している（だから教育熱心な親は必死でインテグ

レーションに固執する)。

聴覚障害児はこの段階でインテグレーション組と聾学校組という二つのグループに分かれる。通常、前者を「難聴児」と呼び、後者を「聾児」と呼ぶ。つまり、どこで教育を受けたのかという点による分類である。ただし、これは教育機関の別による分類(空間的分類)だから文化的分類なのだというような単純な話ではない。難聴児と聾児が言語獲得に関し、就学後、それぞれに非常に異なる経緯をたどるからであり、それはそれぞれの集団のアイデンティティ形成や価値観、文化的振る舞い等にまで色濃く影を落とすからである。

インテグレーションした聴覚障害児たちは普通校の中でどのように言語獲得ならびに生活をしていくだろうか。一言で言えば、それはディスコミュニケーションの中の苦渋と忍耐の日々である。教師の口頭(音声)による授業は十分に聞き取ることは出来ないし、級友とも話はいっこうに通じない。それが多くの場合の現実である。それは必然的に言語力の未発達、思考力の未熟、低学力、自信喪失、孤立、自暴自棄、無関心、無表情、進学・就職の制限等の深刻な問題を派生的、連動的に生み出してきた⁹。悲惨なのは、そのようなディスコミュニケーション状況は家庭でも同様であることであった。聴覚障害児は家族とさえ十分に話が通じ合わない状況に置かれてきたのである。

多くのインテグレーションした聴覚障害児たちは低学力であり、書記日本語(読み書き)の力も未成熟のままだった。話すことも読むことも書くことも出来ず、結局、どの言語も中途半端なセミリングル状態に陥り、それを改善できないまま、判断力や社会性の希薄な「サイレント・マイノリティ」になるしかなかった。

ただし、インテグレーションした聴覚障害児の中に一群の特異な少数者がいる。彼らは書記日本語を完全に習得し、学力に関しても幼児期から高いレベルを示し、有名大学へ進学し、さらには大学院にまで進学した者も少なくない。「インテのエリート」「インテの成功事例」と呼ばれる聴覚障害児たちである。少数例とは言え、なぜ、彼らだけがインテグレーション環境の中で言語獲得に成功したのだろうか。実はここには幾つかの非常に重要な示唆がある。ただし、それは「成功」を導いたという意味で何か見習うべき、参考になるような有意義な示唆なのではない。話は逆で、「成功」を誘導し、支えた取り組みが、その裏面で何を生み出し、それが「成功」した筈の聴覚障害児に一体何をもたらしたかという問題を通して、私たちが聴覚障害児の言語獲得に取り組む際の根底にある無意識の価値観について再度、根本から検討しなければならない契機を与えるという意味での重要な示唆なのである。

難聴のエリートたちも話す、聞くという音声を紹介したコミュニケーションにおいて困難、苦痛を感じたのは他のインテグレーション児と同じである。そのままであれば、彼らも低学力、孤立、自信喪失という一連の坂を転げ落ちたであろう。しかし、彼らの親は一様に非常に教育熱心だった。学校での理解の遅れを取り戻すため、家庭で熱心に教科指導の補習を実施した。つまり、それは、教科書という書記言語で書かれた文章を理解する機会を与える結果となった。難聴のエリート児たちは音声からではなく、視覚的な文字を介して日本語を理解していったのである。高学歴の聴覚障害者の証言を確認すればわかることだが、例外なく、彼らは幼少時に膨大な量の読書をしているという共通点がある。また、日記、作文等もやはり膨大な量を書いていることも共通している。ただし、この読書好きという「性格」も、実は音声のコミュニケーションを介しては聴児の友人とは結局、友達になれなかった故の孤独を埋め合わせるために選んだ手段に過ぎなかったという皮肉な話の結果である。そのような事情により、彼らは書記日本語の力をつけ、それを元手に学力という能力を提示し、それにより存在意義を承認され、そのことで自らを支え、インテグレーションの世界を生き抜いていったのである。

このようにインテグレーション教育を選択させられた聴覚障害児は、大別するとセミリングルに陥った多くの子供たちとエリートと呼ばれる極々少数の「成功」児に分かれる。

一方、聾学校を選択した聴覚障害児たちの言語獲得状況はどのようなものであったか。この近年、手話を導入する聾学校は増えたとは言え、その実態は授業をフルに手話で表現、伝達し、質疑応答もきちんとした手話で受け答え出来るような教師は少数で、教示の際、手話の単語が散発的に表出される程度の授業が多く、手話はほとんど出来ないという教員も決して少なくないというのが実情である。従って、授業の本体は口話法と呼ばれる音声言語を主にしたものであり、それ故、教師と生徒間のコミュニケーションがきちんと成立していない状況はインテグレーションと変わらない。当然、聴覚障害児生徒の日本語の理解能力は未成熟であり、教科学習に関しても低学力という問題は依然として解消されていない。

ただし、聾学校という教育空間にはインテグレーション環境には決してないものが一つだけある。それは生徒間

で使用、獲得され、発達していく手話である。たとえ読み書きの能力は低レベルに留まっても、聾学校にいる聴覚障害児（聾児）たちは、仲間同士で、あるいは先輩から手話という言語を学び、自然に獲得していく。この状況の中には重要な意味がある。手話が言語である以上、そこにはそれを共通言語として使用する言語集団（仲間集団）があり、それは言語共同体を形成するということである。つまり、そこには独自の社会的行動、態度に関する約束事、共通の価値観、感情・感受性の共有、歴史的記憶の伝承が保持されている¹⁰。

言語自体の問題を考えると、たとえ就学前の段階で音声言語の訓練を受けた聴覚障害児であっても、聾学校に入学し、手話の言語集団に参入すれば、当初は戸惑うが、徐々に手話言語に慣れ親しんでいく。最初は音声言語に引きずられた対応手話的表出になりがちだが、それは徐々にクレオール化しながら、自然言語である日本手話に変容していく。その状況は日本語とは文法構造の全く異なる別の言語を獲得していく過程であり、その過程の中で思考自体も日本手話の言語構造で構築、運用、操作するようになる。つまり、その聴覚障害児の言語感覚と思考様式は日本語のそれから徐々に離れていく。手話という聴覚障害児にとって最も獲得しやすい自然言語を無理なく身につけ出せば出すほど、手話とは文法自体を全く異にする複雑な書記日本語の理解、習得、運用は、別途の整備された教育がない限り、当然ながら、ますます困難になる。言語獲得という観点からは、そこには利と害が同時に発生する。

音声言語の習得訓練を課された幼児の段階では「劣等生」「負け組」と目され、致し方なく聾学校に入学せざるを得なかった聴覚障害児たちであったが、そこで手話という最も自然で無理なく獲得できる言語と出会い、彼らは「自分たちの言葉」を獲得する。教師の音声言語や下手な手話で行われる教科指導を理解することは困難であっても、そこには手話という共通言語で語り合える仲間がいる。その仲間同士で喧嘩をし、仲直りを経験し、励ましあい、悲しみや辛さを共有し、恋愛体験も味わう。これはインテグレーションした聴覚障害児には決して経験できない世界である。こうして、聾学校に入学した聴覚障害児は日本語の読み書きが困難な、学力面では劣った、しかし、手話で考え、手話で自分を表現する「聾者」となっていく。

2-3 集団形成—難聴・中途失聴・聾

聴覚障害児の言語獲得は、個人的知的能力とは別に、その選択された教育環境により、獲得される言語の種類、獲得の度合いが多様化する。また、その言語獲得の状況と内実がその聴覚障害児の自己認識（アイデンティティ）と障害認識形成に大きな影響を及ぼす。そして、そのことにより、外部からは聴覚障害者と総称される障害者集団も二つの大きな集団に分離していく¹¹。

難聴者、中途失聴者、聾者という性質を異にする集団がある。難聴者はほとんどがインテグレーション教育を受けた者で、補聴器を使用しつつ音声言語を母語として生きている聴覚障害者である。ただし、その多くは、十代の後半、あるいは二十代になり、音声言語だけではコミュニケーション上の不全があるため、手話を補完手段として使用し始める。しかし、その手話は音声日本語に基づいたものであるため、対応手話と呼ばれ、聾者が使用する日本手話とは別種のものである¹²。

中途失聴者は日本語を言語獲得した後（臨界期が過ぎた後）、何らかの理由で聴覚に障害が発生した者である。つまり、日本語の文法構造は聴者であった時期にしっかり獲得されているため、発音上も読み書きにおいても日本語の理解能力は損傷していない。音声日本語を聞くことのみが困難化している状態である。しかし、それ故、そのコミュニケーション上の困難さは周囲に非常に理解されにくく、独自の不便さと苦痛を抱え込むことが多い。手話に関しては、難聴者同様、遅延して習得することになり、結果、対応手話にならざるを得ない。難聴者と中途失聴者は「社団法人全日本難聴者・中途失聴者協会連合」（全難聴）、下部組織として各県市に「中途失聴者・難聴者協会」（中難協）という帰属集団を形成している。

聾者は基本的に音声の伴わない手話（日本手話）を母語としており、例外もあるが補聴器を装用していない者が多い。原則としてほとんど聾学校出身者である。聾学校の口話法という不適切な教育の結果、日本語の読み書きが十分に出来ない者が多く、高齢者の中には全く文字が読めない者も少なくない¹³。帰属集団としては「全日本ろうあ連盟」（全日ろう）、下部組織として各県市に「聴覚障害者協会」（ろう協）を組織している。

3. アイデンティティ・差異・対立

1996年4月、雑誌「現代思想」の臨時増刊号『ろう文化』が刊行された。本書に再録された「ろう文化宣言」⁴⁾には「聾者は手話という独自の言語を使用する言語的少数民族」だとする従来の福祉的障害観とは根本的に異なる当事者からの異議申し立て的自己規定が主張されたことで物議をかもしたが、本書にはその「宣言」の起草者の一人であった聾者の木村晴美と中途失聴者の長谷川洋の対談（司会、上農）が掲載されている。そこで難聴者・中途失聴者と聾者の団結を呼びかける長谷川に対し、木村は「抑圧」ということについて以下のような発言をしている。

ろう者として、難聴者として、中途失聴者として、それぞれ違う立場の人間が集まって、お互い対等な立場に立ったうえで団結するわけですね。けれども、中途失聴者の方たちは聴者の経験をもっていますし、難聴者の場合は聴者の世界に入っていますから、聴者により近い存在です。ろう文化も知りません。ろう者から見ると、中途失聴者や難聴者の後ろに聴者が大勢いて、私たちはあくまでも少数で、何らかの抑圧を受けていると思います。ですから、とにかく一緒にやろう、手をつなごうと言われても、私たちからすると、聴者により近いところに難聴者や中途失聴者の方たちがいて、それはもう一つの集団なんです。私たちろう者は敏感です。そういう思いを感じたまま一緒にやっっていこうと言われても、私は同意できません。(117頁)

そして、中途失聴者や難聴者の振る舞いが聾者にとって「抑圧」になる具体的な状況を次のように説明している。

ろう者と話をする場合、シムコムを使いますし、またろう者にもそれを要求します。コミュニケーションの幅も広がり、議論もスムーズに進むからと、これが抑圧です。私たちは自分たちの言語をもっています。けれども、そのことばで話させてもらえず、ろう者にとっては非常に困難の伴う方法に合わせよと言われることは、明らかな抑圧です。一種の同化型差別だと思います。(118頁)

難聴者あるいは中途失聴者と聾者という二つの聴覚障害者集団が共に手を取り合って一致団結し、協力しようとする姿は外部から見ている分には極めて妥当で意味のあることに見える。しかし、現実的には、そこに不可避に生じる不公平、抑圧は非常に理解されにくいのではないだろうか。それは母語という言語をめぐる認識と社会の様々な場面で実質的に発動、機能している政治的権力関係への自覚を踏まえた思考を必要とする繊細な問題である。木村の唐突で独断的にも思える異議申し立てはそのことを指摘している。これは聾者という言語共同体がどのような意識を持ち、自らと他の言語状況をどのように見ているかを示す一例である。聾者は自らの精神的支柱、アイデンティティの核を「母語」としての日本手話という言語に置いている。日本手話という言語で仲間とつながり合い、それを通して自分の意思や感情を表しつつ生きることが聾者にとって精神生活の根幹である。それはアイデンティティを確保する誤魔化せない足場である以上、日本手話という言語をどのような形であれ阻まれたり、抑圧、否定されれば、当然強く反発する。また、その母語をスムーズに運用、理解できない人を仲間と認めることは困難であることも、ある意味で当然なことと言えよう。

そのような聾者にとって音声日本語はどのような意味を持っているのか。それはかつて幼少の頃、聴者の医療者、教師、そして親から日々繰り返し強要され続け、多大な苦痛と虚しい努力を費やした結果、不明瞭な発音を周囲から嘲笑されることはあっても、それでもとうとう習得することの出来なかった極めて不快な記憶の伴った言語でしかない。さらには、音声言語を強要された時期はずっと手話の使用を禁じられたことを考えれば、手話獲得の機会を剥奪した正に抑圧の根源であった言語でさえある。

ところが、難聴者は同じ聴覚障害者でありながら、その当の音声言語の習得に身を投じ、たとえ不十分、不完全なものであれ、それを母語としている（母語とせざるを得なかった）人間である。聾者からすれば、難聴者は聾者が抑圧を受けた聴者の音声言語に擦り寄り、それに隷属して生きている存在ということになる。確かに、難聴者は「少しでも話せるようになること」を至上命題として言語獲得をさせられてきた聴覚障害者である。つまり、聴者に一歩でも近づき、それを模倣することが「成功」であり「達成」であるような価値観のもと生きてきた人間である

ことは否めない。当然、聾者は難聴者に対し非友好的な感情を持つことになる。自分たち聾者のように独自のきちんとした母語を持たず、常に中途半端な音声言語により聴者に隷属しつつ、自信なげに怯えながら生きている難聴者の不安定な存在を痛烈に批判、軽蔑する。一方、難聴者は聾者の日本語に対する対応力や読み書き能力の低さを指して見下すという態度をとってきた。音声言語教育の「勝ち組」が「負け組」を非難するという構図である。難聴者から見れば聾者は身振りの延長のような見苦しく無様な手話しかコミュニケーションの手段を持たず、社会から対等に扱われない哀れな障害者ということになる。そう思う難聴者のアイデンティティは常に聴者に向けられており、自己規定としては半ば既に聴者のつもりなのである。

このように言語の獲得から生じた意識は難聴者と聾者という聴覚障害者の集団に異なる意識、価値観、アイデンティティを形成させ、それに基づく対立、齟齬、反目、分離感情を醸成させている。

4. 言語の「汎用性」という問題—言語資本からの再検討

4-1 各集団の言語運用状況

聴覚障害児への言語教育が音声言語の習得を目指すものであったのは何故だろうか。その対応を正当化してきた根拠は何だったのか。それは言語の「汎用性」「流通性」という観点であった。この社会は圧倒的多数の聴者により構成され、すべては聴者を優先的に考慮して準備されている。その社会で生活する以上、聞こえないまま、話せないままでは不便さや不利益が増大する。ならば、どんなに困難が伴おうとも、無理をしても、聴覚障害児も聴者の言語である音声言語を習得した方が便利だし、そうすることが必要なことは明白である。聴覚障害児の親はこの現実的認識を否定しきれなかったし、医療の専門家は利便性という問題を強調することで音声言語習得の必要性を喧伝してきた。手話が否定されてきた最大の理由もそれが社会的な「汎用性」「流通性」が極めて低いということにあった。

しかし、この一見、至極当然に思える音声言語の採択根拠に基づき実施された従来の音声言語教育は結果として多くの問題を含んだものであり、むしろ聴覚障害児たちに多大な不利益や苦痛をもたらすものであったことは様々な角度から指摘されている。「汎用性」を標榜した結果、それとは矛盾した、場合によっては全く逆行した状況を生み出してしまったのは何故だったのか。私たちは再度、言語の「汎用性」「流通性」という概念自体を根本から考え直す必要がある。

再考の手始めとして、聴覚障害者の言語使用状況がどのようなものになっているかをまず再確認してみたい。聴覚障害者と総称される集団は言語の獲得状況の相違によって、中途失聴者、難聴者、聾者という3つの集団に分かれることは前述した。

		発音	聴能	書記	対応手話	日本手話	高位評価 点数合計	低位評価 点数合計
1	中途失聴者	◎/○	△/×	◎	△/×	×	8	5
2	難聴者 (セミリングル)	○/△	○/△	○/△	○/△	×	8	4
3	難聴者 「エリート」	○/△	○/△	◎	◎	△/×	11	8
4	聾者	△/×	△/×	△/×	○/△	◎	8	4
5	聾者 「エリート」	△/×	△/×	○/△	○/△	◎	9	5

図2 聴覚障害者各集団の言語運用状況に対する「イメージ」

各欄 高位評価/低位評価

◎ = 3点 (運用に支障なし) ○ = 2点 (ある程度運用) △ = 1点 (運用に支障あり)

× = 0点 (運用不能)

図2はそれぞれの集団が発音、聴能（音声言語を聴き取る能力）、書記言語、対应手話、日本手話という言語の各要素をどのように習得、使用しているかを仮説的に示したものである。そして、その運用力の状況をここでは暫定的に4段階に評価した（「幅」を勘案する意味で評価は高位と低位に分けた箇所がある）。言語の運用能力と運用状況の評価は元来、個人差も大きく、非常に複雑な要素を含んでおり、それを客観的に評価すること自体、困難を極める。また、それを「能力」に関する評価と称する以上、慎重な対処も不可欠である。その点を承知した上で、敢えて仮説的「比較」を提示するのは、各言語集団の総合的言語能力に関する蓋然的イメージを把握してもらうことで、聴覚障害者というかたちで十把ひとからげにされやすい各集団間にある実質的差異状況を示したいからである。同時に、私たちが抱きやすい各言語の持つ「汎用性」に関するイメージを表面化させ、その上で、そこで見落とされている重要な観点を指摘するためである。

各集団には次のような特性がある。中途失聴者の場合、聴き取り能力は低下するが、発音は聴者であった時の能力が保持されることが多い（ただし、聴力でのフィードバックが困難なので音量の調整に支障が生じる）。言語獲得の臨界期後の失聴であれば、日本語（の文法構造）は獲得されているので、書記言語の運用力は保持されている。音声言語に依存、固執する傾向が強いため、手話に対しては逡巡があり、その習得は遅延することが多い。習得されたとしても、それは対应手話であり、日本手話にはなることはほぼあり得ない。

通常、多くの難聴者は幼少時、音声言語の習得訓練（発音訓練と聴能訓練）を受ける。しかし、それが聴者と同等の音声言語の運用力にまで発達することはほとんどない。日本語の文法構造（たとえば助詞、動詞の活用、等）がきちんと定着していないので、それを文字記号に変換させた書記言語も当然、きちんとは運用できない。音声言語だけではコミュニケーションが成立しないので、それを補完するものとして十代の終わり頃より手話の学習が始まる。しかし、基盤である音声日本語が脆弱であることが多いため、対应手話もそれに伴ったレベルのものに停滞することが多い。

難聴者の「エリート」は読書等の膨大な読み書き経験を通して高い書記言語の運用能力を習得する。それは高学力、高学歴という文化資本に繋がってもいく。多くは大学入学後に開始されることの多い対应手話の学習速度も速い。アイデンティティ的な苦悩から成人後、聾文化へ急接近する者も少なくなく、その際は日本手話の習得にも熱心に取り組むが、臨界期を過ぎているため、母語話者となることはやはり困難である（そのことに伴い、聾社会への参入の困難さが新たな深刻な問題となることも多い）。

聾学校で教育を受けた聾者は表面的には音声言語（口話法）教育を受けるが、その能力の定着は希薄であり、結果、書記日本語の運用力もかなり低いのが一般的である。ただし、聾者の仲間集団が形成されており、そこで日本手話という母語が継承、獲得されていく。

その聾学校における聾児集団の中でも判断力、行動力、統率力で主導的立場になる聾児がいる。このような聾児は日本手話による思考力、表現力に秀でており、社会に出ても地域の聾者集団や聴覚障害者協会（ろう協）の活動においてリーダー的役割を果たすことが多い。彼らは社会人となって様々な交渉、協議の経験を積み、かつ聴者との交流を通し知識、見識も高まるため、聾者の中の知識層（エリート）となる（ただし、彼らの知的能力は日本手話を介して表現されるため、聾学校在学中はそれが理解できない教員からはただの「わがままで、扱いにくい生徒」という低評価を受けることが多い）。立場上、文書の読解が必要になることも多いが、やはり書記日本語に対しては苦手意識を持つものが多い。

4-2 比較評価の意味するもの

さて、以上の特性を比較した場合、そこからどのようなことが見えてくるだろうか。まず、運用力の高位評価合計で見ると、難聴者「エリート」が11で最高位、それに続いて聾者「エリート」が9で2位、中途失聴者、難聴者、聾者が8で同列3位である。低位評価合計で比較すると、難聴者「エリート」8、中途失聴者、聾者が共に5、難聴者、聾者4の順位である。言語の運用力を総合的に見れば、難聴者「エリート」が最も高く、次に聾者「エリート」、第3位が中途失聴者、そして難聴者、聾者（同数）という順位になる。この暫定的な順位は聴覚障害児に関わっている人間であれば、その経験からおそらく誰もが一般的に抱いているイメージとそうは異ならないのではないだろうか。難聴児の「エリート」は結果的に複数の言語を習得しているのが基本（多言語使用）で、このような観

点から見た場合は、その分、言語的な対応力が最も高いということになる。だからこそ、多くの親は聴覚障害児に手話ではなく、音声言語を習得させ、その上で高い学力も身につけた難聴児の「エリート」に育てるという教育方針を選択したがるのである。

他にもこの比較一覧表から観察できることがある。学力、学歴、職業選択という文化資本に直結する書記日本語の運用力がきちんと身につけているのは難聴者「エリート」と中途失聴者だけである。他の集団は書記日本語の運用に問題を抱えている。それから、どの集団も完全に運用できる言語を1つないし2つ保有しているのに対し、難聴者だけが完全に運用できる言語を1つも所有していない。セミリンガルと言われる所以である。

以上が各言語要素に対して各集団が所有している運用能力の状況であり、その比較から見えてくる評価である。しかし、この比較評価はあくまで表層的な「わかりやすい」ものでしかないことに注意する必要がある。私たちが無意識のうちに採用しやすいこの比較評価の観点は、発音、聴能、書記日本語、対応手話、日本手話という言語の各側面について、それを運用できるか、否かということだけをただ単純に問題にしたものに過ぎない。そこには、言語の関係性、つまり、その言語の各要素は一体どのような状況の中で、誰を相手にした場合、誰にとって意味があるのかという最も本質的で重要な評価の観点が全く意識されていない。

4-3 言語資本という概念による見直し

聴覚障害児にとって言語獲得ということが持つ意味を考える際、私たちは、言語が持つ現実的「効用」、つまり、その「資本」性という基本的観点に改めて立ち返ってみる必要があるのではないだろうか。言語の持つ本質的な性質、それが真に意味を持つために必要な要素についてフランスの社会学者ブルデューは次のように言及している。

言語がその価値（と意味と）を受け取るのは、ひとつの市場（傍点訳者）との関係においてのみであり、この市場は、固有の価格形成の法則によって性格づけられている。言説の価値は複数の話者たちの言語的能力の間に具体的に成立する力関係に依存する¹⁵。

市場なき言語能力はもはや価値のないものとなる、より正確に言えば、言語資本であることをやめて、言語学者のいう意味での単なる「言語能力」になってしまうのです。ですから、資本は、特定の市場においてでなければ資本として定義できませんし、資本として作動することもなく、利潤をもたらすこともありません¹⁶。

特定の言語能力の価値は、そのなかで能力が発揮される特定の市場に依存しているということ、もっと正確に言えば、言語能力の価値は、さまざまな言語生産者の言語的産物に付与される価値がそのなかで規定される諸関係に依存しているということに気づかれるはずだ。このように見ると、言語能力概念を言語資本 *capital linguistique* の概念に置き換えることができるようになります。言語資本ということを言うのであれば、言語資本にも利潤があるということになります¹⁷。

ブルデューの「言語資本」という概念は文化資本が社会の特定階層において世代間で「再生産」されていく構造を解析するため提示されたもので、その分析作業の照準はあくまで「再生産」という現象そのものにある。従って、「言語資本」という概念はそれを準備するための分析道具に過ぎないとも見なせるし、言語を「資本」と見なすこと自体は特別に新しい観点ではないとも言える。そのことを承知した上で、敢えてここでブルデューの「言語資本」概念を引用するのは、少なくとも、聴覚障害児の多言語的言語獲得状況を考察する際は、資本、利潤、市場という観点による基本的、基礎的分析がまだ有効な意味を持ち得ると考えるからである。換言すれば、そのような実際面からの現実的分析と比較検討がまだ十分におこなわれていないと思われるからである。

私たちが再度、確認しなければならないことは、言語が文化的「利潤」を生み出す実質的な一つの文化資本であり、それは「市場」において初めて意味を持つ（利潤を生む）ということである。聴覚障害者にとっての音声言語や書記言語、そして手話もやはり言語である以上、この言語資本という概念の中にそれらを位置づけることができる。聴覚障害者にとっても問題はそれらの言語の需要と供給とは何か、市場とは何か、利潤とは何かということである。そう考えた時、先の比較評価においては見落とされていた重要な観点があることに気づかされる。それは、

難聴者であれ、聾者であれ、その仲間集団という「市場」での需要と供給の問題、つまり、同じ障害者同士が理解しあう場所（市場）での「汎用性」「流通性」という利潤をその言語は生み出す資本たりえているのかという現実的に最も肝要な問題である。

日本手話は聾者同士を繋ぐ言語として十分に機能している。聴者同士も音声日本語で意思疎通が可能である。難聴者同士の場合はどうか。不明瞭な発音をかりうじて聞き取ることができるのは相手が聴者の場合だけである。同様に、発音を難聴者が聞き取りやすいように調整できるのも聴者であった場合だけである。難聴者同士が音声言語で交信した場合、それはほとんど通じ合わない。つまり、難聴者の仲間集団という重要な市場において、音声言語は何の利潤も生まない無益な言語なのである。このことは難聴者の言語共同体の結束力にも影響を与えている。仮にそこに対応手話という補完手段を導入しても、その手話は多くは成人後に遅まきながら学習された不完全なものであることが多いという事情があるため、コミュニケーションの脆弱さを完全に補うことは困難である。難聴者の「エリート」層が必死で対応手話を習得し、さらには、より完全な仲間集団の言語である日本手話を遅まきながら熱心に習得しようとするのは、この結束力の脆弱さという問題と無関係ではない。仲間同士の結束力の脆弱さとは、分断、孤立、孤独を意味するからである。中途半端な音声言語で聴者とは中途半端に交流できたとしても、それは自分と同じ難聴者の仲間とは理解し合えない、通じ合えない言語でしかない。音声言語の「汎用性」「流通性」を標榜し、それを正当化した専門家や親は難聴者にとっての仲間集団における言語の「汎用性」「流通性」という重要な観点を全く考慮に入れていなかったのである。

さらには、「先行投資」という、これも考慮から決定的に漏れている重要な問題がある。音声言語が生み出す利潤は聴者社会での意思伝達性であり、それにより確保される様々な精神的、物質的財である。それは間違いのないのだが、問題は聴覚障害児にとって音声言語がその利潤を生み出すほどの資本となるためにはどのような先行投資（前提条件）が必要なのかという問題がある。それは、発音と聞き取り（聴能）訓練と呼ばれる膨大な「努力」の要請である。そして、その努力には能力的に困難な作業を繰り返し試行しなければならないことに伴う精神的苦痛と、聞こえないことを自ら否定するようにならざるを得ない否定的自己像の形成という甚大な損失が伴うことも忘れてはならない¹⁸。

もし、それだけ多大な先行投資を投下しても、それに見合った結果が得られるなら、それはそれで意味があるとも言える。結果はどうだろうか。訓練により育成された発音と聞き取りの能力は残念ながら実際の学校生活や社会生活では決して十分な機能を果たし得ないというのが実際である¹⁹。音声言語のみで育てられた難聴者の多くは、成人して必ず手話（対応手話）の習得を必要とするようになる。この実情が何より習得された筈の音声言語の不全性、言語としての「汎用性」のなさを如実に物語っている。もし、難聴者が習得した音声言語を介し聴者同様に社会生活が潤滑に営めるのであれば、手話を必要とすることは決してない筈である。つまり、音声言語は膨大な先行投資を要求したが、利潤を生み出すだけの資本にもなっていないし、勿論、利潤そのものも、簡単な情報内容を音声で交わせるという程度の社会的効用でしかない。その上、そのわずかばかりの効用（例えば発音能力）でさえ、それを維持、保守するためには、また膨大な訓練という補修労力（時間）が必要なのである。つまり、その育成された能力は常時メンテナンスしなければ効力を保てない継続投資を必要とする能力なのである。投資を怠れば、その能力はたちどころに減退、消失してしまうようなものでしかない²⁰。

さらに、音声を介して日本語の獲得が目指された結果、脳内に構築された日本語の文法構造も脆弱なものであるため、それを文字化してもやはり脆弱な文しか産出できない。つまり、書記言語（読み書き）の能力においても、それが利潤を生み出す資本とはなりえていないのである。

さらに別面の問題もある。難聴児の場合、音声言語のみの言語獲得環境におかれていたため、手話からはむしろ意識的に遠ざけられてきた²¹。手話という言語との接触が人為的に阻まれていて、その接触の機会が引き伸ばされている。その結果、音声言語では二進も三進も行かなくなった段階、つまり十代後半から社会に参入する二十代の時期になって初めて、遅まきながら手話の学習を開始することになる。当然、手話の習得には苦勞することになるし、その手話は音声言語に対応した手話にしかなく、独自の文法構造を有した日本手話の自然獲得は言語獲得の臨界期を過ぎていて、ほとんど不可能ということになる²²。つまり、聴覚障害児に対し音声言語の獲得を目指させるという選択は同時に手話の自然獲得の機会を剥奪するということを意味するのである。これは利潤ではなく、

明らかに言語資本の損失であろう。

4-4 日本手話の課題

このように見てくると、音声言語の獲得を聴覚障害児に求めてきた従来の医療ならびに教育の対処には根本的な問題があることが明白になってくる。その結果、手話を基盤にした言語獲得教育への反動的傾斜という現象が当然のように起きてくる。しかし、言語資本という観点を遵守するなら、この新たな理念に対しても慎重に、かつ厳正に対処しなければならない。問題は獲得言語を音声言語から手話に切り替えれば解決するというような単純なことではない。以下に言語資本という観点から見た手話に対する課題を検証する。

独自の文法構造を持ち、聾者間で母語として使用されている日本手話は言語資本の観点からはどのように評価できるだろうか。日本手話という言語資本が生む利潤は当然、その言語を使用する聾者の言語共同体内での意思疎通を保障し、それに伴う個人的、社会的行動、判断を意味づけることである。日本手話という言語は聾文化を理解し、聾者の歴史を継承し、聾者としての意識（アイデンティティ）を形成するという聾者にとって最重要で不可欠な文化資本である。ならば、日本手話を獲得する際の要求される労力（先行投資）はどれほどのものだろうか。特別な努力や精神的負担は何も要らない。日本手話の母語話者がいる言語環境に置きさえすれば、聴覚障害児は自然言語である日本手話を自然に難なく獲得する。それは聴児が音声言語を自然に獲得するのと全く同じ道理である。そのことは日本手話の母語話者の下に育った聾学校の幼稚園児たちの姿が実証している。彼らは複雑な日本手話の文法構造の基本を正確に遵守した上で、それを自然に運用し、楽しそうにお喋りしている。言語学や認知心理学、脳生理学的見地からも、聴覚障害児にとって最も無理なく、自然に獲得できる言語は日本手話であるということは論を俟たないであろう²³。それは最も効率の良い、適切な言語資本なのである。

しかし、そう言って問題がすべて解決するのであれば事は極めて簡単である。現実には、そこにはいくつかの複雑で困難な保留条件、勘案を必要とする状況が付随している。自然言語である日本手話が自然に獲得されるためには、そこに母語話者という言語環境が必要であることは言った。聴覚障害児の親が日本手話を母語とする聾者であれば、何の問題もない。しかし、親が音声日本語を母語とする聴者であった場合は、その親は日本手話の母語環境としての役割を果たすことが出来ない。そして、聴覚障害児の親は約9割が聴者なのである（つまり、聴覚障害児の9割は聴者の親から生まれている）。仮にその親が日本手話を学習して、それを使用しつつ育児に取り組んだとしても、その親は既に臨界期を過ぎているため、学習した日本手話は不完全な言語（ピジン）でしかなく、その劣悪な言語で育児することには大きな問題がある²⁴。

この問題は教育現場にも共通して起きる。聴者教員が日本手話を習得し、それで授業を行うということは事実上、ほぼ不可能である。精々努力して、対応手話に堪能になるのが現実的には限界だろう²⁵。日本手話を後期学習者（レイトラナー）として習得するのは容易ではない。日本手話を母語として獲得した聴覚障害児たちが音声言語や対応手話しか使用されない教室で学習内容を理解することは非常に困難である。手話が導入されたからといって、それが中途半端な対応手話である限り、コミュニケーションの問題が解決されたということにはならないのである²⁶。

以上の問題とは別に、日本手話という言語資本にはやはり困難な本質の問題が付随している。それは書記日本語との接合という問題である。日本手話は日本語の文法構造とは全く異なる言語規制を有しているため、それをそのまま文字化したとしても日本語にはならない。眼前の空間や身体部位を文法的標識とし、語の各要素を同時に表出する、音声言語とは根本的に異なる言語構造を持った日本手話を文字という固定的な記号で書き表すこと自体、不可能である。日本手話は文字という書記体系を持ち得ない無文字言語なのである。とすれば、日本手話だけしか獲得しない聴覚障害児の場合、日本語が読み書きできないモノリンガル（単一言語使用者）になってしまう。書記日本語が理解できないままで社会生活を営めば、様々な損失が肥大することは確実である。

この日本手話が惹起する問題に対する対応は二つに分かれる。一つは「だから、やはり日本手話を母語として獲得させる対処では駄目なのだ」という否定論。もう一つは「日本手話は母語として獲得させ、それとは別に第2言語（あるいは第1外国語）として書記日本語を習得させる」という所謂バイリンガル論である。前者は音声言語主義への回帰が内包されている意見として検討されなければならないが、後者は北欧等での実践的試みもあり、一つの立場として現在、注目を集めている。しかし、一つの立場として標榜されてはいるが、実際、日本手話と書記日

本語の同時習得ということは実現されているわけではない。そこには聴覚障害児に対する書記日本語の指導という聾教育が長年解決できずに来た最も困難な問題が独自に存在しているからである²⁷。

最後に手話の「汎用性」が低いという従来よく批判の対象にされてきた問題について触れておく。要するに手話の使用人口の問題である。特に聾者のアイデンティティ（資格規定）にも関わる日本手話という言語を使用している人口はどのくらいなのか。この問題に明確に答えた希少な研究が市田他「日本手話母語話者人口推計の試み」（2001）である。この推計では1999年時点における日本手話の母語話者推計人口は約5万7千人とされている。厚生労働省身体障害者実態調査（1996）における聴覚・言語障害者人口が34万6千人であることを踏まえた場合、この日本手話母語話者の人数を「少ない」と見るか、「多い」と見るかは議論の分かれる所だろう。少ないとみなし、だから「汎用性」が低いとする議論の方向も確かにあり得るが、物理的人数の少なさはそれとして認めた上で、だからこそ、そのような言語的少数集団の言語は保障、承認されるべきという考えも一方に成立し得るだろう。しかし、そのような少数言語としての承認が可能だとしても、やはり書記日本語の習得に関する教育技術の問題は依然として残る。

5. まとめ

言語の「汎用性」というが、音声言語のみならず、手話であっても、それが十分に機能するために必要な条件、環境があり、それは見てきたように思いのほか複雑な様相を呈している。そうである以上、その現実を踏まえない限り、「汎用性」という観点も空虚なものになる。幼少期の限定された身体のみを前提にするような医療の言語観や担当学年の期間だけしか関与しないような教育現場のその場しのぎの帳尻合わせの言語観では聴覚障害児の言語獲得という本質的問題には対処しきれない所以である。

聴覚障害児への言語教育には音声言語によるものであれ、手話を採用したものであれ、それぞれ複雑な問題が内包されており、その意味では八方ふさがりの様相を呈しているとも言える。実現可能性を横に置き、敢えて理想的対処を明示すれば、それは日本手話を母語として獲得させ、それとは別途に書記日本語を習得し、音声言語に関しては残存聴力により個別対応というバイリンガル・バイカルチュラル教育ということになるだろう。音声言語を絶対視する医療者や口話主義を堅持する教育者を別にすれば、聴覚障害児の適切な言語獲得を願う者の多くは、このバイバイ教育を夢想するだろう。しかし、その夢想の現前に「書記日本語」の教育という最も困難な、そして現実的な課題が立ちはだかっている。教育現場はまずはこの難攻不落な課題に対し、実質的な解決の糸口を見出さなければならない。

言語というものは複雑な関係性の中で資本として、資本を生むための先行投資として、資本が生み出す利潤として、市場という関係の場で、売り手というそれを価値づける他者を前提に交換されるものだからである。同時にその交換の積み重ねによって継時的に変化しつつ、発展していくものであることを関係者は肝に銘じる必要がある。

注

01 具体的には自動聴性脳幹反応検査（AABR）という医療機器の開発により、新生児の最早期の聴力検査が可能になった。

02 人工内耳の適応基準の使用状況の問題を含め、人工内耳の課題については上農〔2003b〕参照。

03 難聴学級の設置により、この十数年でインテグレーション（統合）教育が主流化した。つまり、従来は聾学校に在籍していた筈の聴覚障害児たちが普通校に移動（流出）するようになった。主流化により、その傾向には拍車がかかり、結果として、一部の例外的聾学校を除き、聾学校の在籍生徒数は全国的に激減している。この背景には、「障害児を普通学級へ」という人権的見地からの「平等」論（セグリゲーション（隔離・分離）教育に対する批判、反発）、言語聴覚士をその具現者として浸透拡大した早期からの音声言語絶対視の医療の主導的対応、親自身の音声言語への固執とその根底にある障害嫌悪の価値観等、混合した要素がある。

04 これは聴覚障害児医療に関わった専門家（耳鼻科医と言語聴覚士）が基本的に自然科学系の専門教育を受けた人たちであり、また、聴覚障害児教育の現場は教育技術の習得を主とする教育学部出身者で占められているという実情の結果であるとも言える。それぞれの専門家養成教育のあり方に関しては再考の必要がある。聴覚障害児教育に関しては少数の先駆的研究として金澤貴之の教育社会学的諸論がある。その考察基点は一貫して、口話法を遵守する従来の聾学校への批判と日本手話および、それを踏まえた聾文化の重視、尊重であっ

た。ただし、金澤の研究には難聴児・者の複雑なアイデンティティ問題、医療（特に言語聴覚士）の早期関与が持つ影響力の決定的意味、人工内耳が言語獲得に及ぼす問題、書記日本語の習得問題、聴覚障害児の親の障害観の形成過程等、聴覚障害児の言語獲得とアイデンティティ形成に関して筆者が重要な問題と考え、継続的に取り上げてきた事柄については踏み込んだ言及はあまりない。日本手話という言葉と聾者というアイデンティティを理想として論を立てるのも一つの立場であると思うが、筆者はむしろそのような「枠」から逸脱する現実の複雑な諸問題を当面の考察対象にしている。また、近年の河崎佳子の諸研究は臨床心理士として聾者と面談した豊富な経験から提示された報告であり、そこには聴覚障害児・者の人格形成上に現れる様々な問題が浮き彫りにされている。

05 NHKの障害者関係の放送では文字表示の際は「聴覚障害者」、アナウンサーの発話の際は「耳の聞こえない方」という表現を採用しているようである。聾者という表現を差別語ではないかと考える聴者もいるが、聾者自身は（特に難聴者との相違を意識的に明確にしたい場合）むしろ積極的に使用する。表記に関しても「ろう者」ではなく、「聾者」という漢字表現を意識的に好んで使う聾者もいる。その対極として、「聞こえない人」という表現さえ嫌い、「聞こえにくい人」という言い方を選択する難聴者も存在する。「聞こえない」訳ではなく、「ほんの少し聞こえにくいです」という自己認識が示されている。自己規定の呼称には、その聴覚障害者が「聞こえない」ことをどのように価値づけているかという意識が明確に反映されている。

06 だからこそ、人工内耳という聴覚障害児の聴力改善に直接介入できる新たな医療技術の登場に小児専門の耳鼻科医の一部は積極的な興味を示す訳である。

07 聴覚障害児の言語獲得の実情に対する聴覚障害児医療の専門家（耳鼻科医、言語聴覚士）の認識のズレ、誤認、無知はなぜ生じるのか、なぜそれは放置され、容認されているのか。門外漢には極めて不可解に見えるかもしれない。専門家の「意識」や「価値観」がそのようなものとして存続し得ることの理由は、専門家という有資格の職能者がどのように「養成」されているかを知ることなしには決して理解できない。一言で言えば聴覚障害児医療の「養成」教育の本質は「聞こえないこと」は「疾病」であり、「治療」、「訓練」して聞こえる正常な状態に「治す」すべき劣等な身体状況であると考え、それを動かし難い原点にしている。

言語聴覚士の養成学科で5年間、教鞭をとった筆者の経験からも次のことが言える。補聴器や人工内耳という医療機器の活用と訓練を通し、その疾病を「治す」ことこそが耳鼻科医、言語聴覚士の「使命」「責務」であり、その対処が所属医療機関の経営のためには「利潤」を生み出す「業務」なのである。学生は養成教育を通し、繰り返し、徹底的にこの価値観と職業意識を畳み込まれる。専門家教育とはある意味で一種の「馴致」「洗脳」なのである。それに疑問を持ったり、抵抗を感じた者は資格取得というゴールまでたどり着けず、途中で脱落する。当然、養成教育の過程で教えられることはこの価値観を正当化するための、それに符合した情報のみであって、それと整合しない都合の悪い事柄（手話や成人した難聴者の実情等）は決して教えられることはない。

余人には信じられないことだが、自らが関わった聴覚障害児の十数年後の実情がどのようなものかを自分の目で確認している耳鼻科医や言語聴覚士は極めて少ない。そして、通常は、「専門家支配」という権力構造により外部からの批判や異議申し立てからも防御されている。自らの誤認、無知、無責任さに永遠に気付かなくて済むシステムになっているのである。聴覚障害児医療の専門家（言語聴覚士）の「養成」教育の問題点については上農[2005]である程度、詳細に論じた。

08 言語聴覚士は、インテグレーションを実質的に支える難聴学級と交流を持つことはあっても、聾学校と関係を持つことはほとんどない。つまり、聾学校の現状については何の知識も情報も知識も保有していないことが多い。インテグレーション教育についても、その継続結果の実際を知る言語聴覚士は極めて少ない。そうであるにも拘わらず、「業務」の一環として、「就学指導」を行い、無自覚にインテグレーションを勧めているのが実情である。これは大きな問題であろう。

09 詳細は上農[2003b]参照。

10 聾者にとっての手話の獲得と聾文化の伝承を実質的に支えてきたものに聾学校の「寄宿舎」という場所がある。聾学校は原則として各都道府県に一校であるため、遠隔地の聾児は通学困難となり、それへの対応として多くの聾学校は寄宿舎を併設している。早い場合は小学部入学と同時に寄宿舎に入り、聾児同士の集団生活が始まる。そこは擬似兄弟、擬似家族的親密な共同体であり、その中で手話という言葉と聾文化が醸成され、伝承されてきた。成人した聾者同士が自己紹介する際、必ず相手の出身聾学校を尋ね合うのは、互いに知り合いの聾者仲間の有無を確認するためであり、そこには聾学校寄宿舎の家族的機能がその背景にある。この初対面の挨拶行為の特徴は聴者文化にはあまり見られないものである。また、この寄宿舎がはぐむ手話言語と聾文化（聾者意識）の濃密度を考えると、それが全く欠落している難聴者の特質も逆に理解される。

11 本論に先立つ論考として上農[1996b]で各集団の差異とその意味について分析した。

12 対応手話で使用する単語は日本手話の単語を借用しているので、単語レベルのコミュニケーションの場合はある程度の疎通性はある。しかし、文や句レベル、あるいは使役、受身、時制、所有格というような複雑な言語情報のやり取りとなるとほとんど通じ合わなくなる。文法構造が全く異なるのだから当然ではあるが。

13 NHKの手話ニュースには字幕がついているが、その字幕の漢字にはすべて読み仮名（ルビ）が振ってある。「山」や「町」等の漢字にまで読み仮名が振ってある状況は一見、異様だが、聾教育における書記日本語指導の不備、不適切さがもたらした結果である。

14 初出は1995年3月号の『現代思想』であった。1996年、臨時増刊という体裁で刊行されたものは初出時の「ろう文化宣言」への反響が大きかったため、他の論考も新たに加えた形で企画されたものである（さらに、2000年、1996年版が単行本化された）。ちなみに、初出

の際の『現代思想』は「サイド特集号」であり、その特集とは関係のない頁に掲載されたのだが、少数者の文化という視点を考えれば示唆的で意味深い「偶然」である。

- 15 ブルデュール[1993]:71
- 16 ブルデュール[1991]:160
- 17 ブルデュール[1991]:158
- 18 否定的自己像形成の心理的構造とそれがもたらす問題の実態に関しては上農[2003a]で詳細に分析した。
- 19 上農[2003a]参照。
- 20 特に発音訓練がもたらす「成果」は常時の「メンテナンス」がないと途端に減退、消失するという「制限」つきの能力なのである。ただし、聴覚障害児の立場に立てば、発音しても通じず、その度に相手から聞き返され、面倒くさがれ、嫌がられる経験をしなければならぬ以上、徐々に発話しなくなることは致し方ないことである。その結果、音声の使用頻度は落ちて行き、ますます発音能力は低下するという実情がある。しかし、専門家はこのような「発音能力」の持つ有限性、限界を認識することはなく、「出来るだけたくさん喋らないと発音の力はつかないよ」と言い続けるのである。家庭においても発音能力を高めるため、声を出すことが繰り返し強要される。
- 21 この事情を当事者の立場から告発的に報告した論文に大杉[1999]がある。
- 22 大杉[1999]には以下のような記述がある。「手話を覚えることは成人してからでも遅くはないという一般的な認識があるが、これは誤りである。言語学的な議論は別稿に機会を譲るが、ここでは筆者が18歳のろう者劇団入団以来現在に至るまで18年間手話を生活の主要なコミュニケーション言語として使用しているにもかかわらず、その言語力はろう学校に育ったろう者の平均能力に及ばないことを指摘するにとどめる。」(138頁)
- 23 脳科学に関しては酒井[2002]第11章を参照。
- 24 一つの対策として、聴者の親は手話言語を聴覚障害児に母語として与えられないのだから、その場合は、その聴覚障害児を聾者の家庭に「里子」に出せばいいという意見もある。この案はあまりに極端で現実性に乏しいように見えるが、最近の親の中には、聞こえない我が子連れ、積極的に聾者家庭を訪問し、長時間ともに過ごす「ショートステイ」を試みる状況も見られる。
- 25 手話言語の習得が義務化されているアメリカの聾学校教員と異なり、日本においては聾学校の教員に採用される場合、手話の習得は特に求められていない。採用後も、聾学校できちんとした手話の研修が制度化されているわけでもなく、一部の熱心な教員が個人的、自主的に市主催の手話講習会等に参加して、手話を習得しているのが現状である。聾学校の中で手話講習会が実施されることもあるが、管理職としては、それを全教員に強要することは出来ず、また校務時間内でなければ出席者は激減する実態があるため、校務との重なりを避けられず、結局、参加者は少ないというのが実情である。いずれにしても、目の前の授業のためには間に合わないし、教科指導の際の説明言語としてのレベルには到底達しない。
- 26 だから、聾者を聾学校の教員として積極的に多数採用したらどうかという意見もあるが(小嶋[2004]参照)、現行の教師採用基準を聾者用に緩めることは現実的に困難であるし、文部科学省が手話の出来ない教師を実質、聾学校に配置している(つまり、そのような教員の雇用を容認している)以上、それとの兼ね合いからも、聾者の教員採用枠の拡大化は当面は現実性が薄いだろう。少数ながら、毎年、数人の聴覚障害者が教員採用試験に合格し、教育現場に出ている。しかし、そのほとんどはインテグレーション出身者であり、中には音声言語を第一言語(母語)として習得した結果、手話の本格的な習得は教員になった後で始めた者や、手話自体に心理的抵抗を感じる者もいる。
- 27 聴覚障害児教育における書記日本語の問題については上農[2003a]の該当章参照。

参考文献

- BOURDIEU, Pierre 1980 *QUESTION DE SOCIOLOGIE*, Editions de Minuit 田原音和監訳, 『社会学の社会学』, 藤原書店→1991
 ————— 1982 *CE QUE PARLER VEUT DIRE: L'économie des échanges linguistiques*, Librairie Arthème 稲賀繁美訳, 『話すということ－言語的交換のエコノミー』, 藤原書店→1993
- 現代思想編集部編 2000 『ろう文化』, 青土社
- 廣田栄子 2005 「新生児聴覚スクリーニング検査」, 『発達』 通巻第102号:48-52
- 市田泰弘他 2001 「日本手話母語話者人口推計の試み」, 『日本手話学会第27回大会予稿集』:42-45
- 金澤貴之 1996 「聴者による、聾者のための学校」, 『現代思想』第24巻第5号:34-39, 青土社
 ————— 1999 「聾教育における「障害」の構築」, 『障害学への招待』, 明石書店
 ————— 2001a 「聾教育のパラダイム転換」, 『聾教育の脱構築』, 明石書店
 ————— 2001b 「聾教育におけるリアリティのズレ」, 『聾教育の脱構築』, 明石書店
- 河崎佳子 1999 「聴こえる親と聴こえない子」, 『聴覚障害者の心理臨床』, 日本評論

- 1999 「対人関係でトラブルを繰り返したろう女性の事例：A子が家族の中に居場所を見つけるまで」, 『発達』 80号
- 2004 『きこえない子の心・ことば・家族－聴覚障害者カウンセリングの現場から』, 明石書店
- 木村晴美・市田泰弘 1995 「ろう文化宣言－言語的少数者としてのろう者」, 『現代思想』(特集:サイド) 第23巻3号3月号 354-362
- 記録資料集編集委員会 2004 『新生児聴覚スクリーニング検査を考えるシンポジウム記録資料集』(東京シンポジウム・京都シンポジウム合併号)
- 大杉豊 1999 「統合教育が筆者の自己形成に及ぼした影響－ろう者としてのポジティブ・セルフ獲得の機会剥奪」, 『SENジャーナル』 第4巻 学校教育改革と「特別なニーズ教育」:125-138, 文理閣
- 小嶋勇監修 2004 『ろう教育と言語権』, 明石書店
- 酒井邦嘉 2002 『言語の脳科学－言語はどのようにことばを生み出すか』, 中央公論新社
- 上農正剛 1996a 『障害認識をめぐるお母さんとの対話』, 聴覚障害児の理解のために第23集 全国心身障害児福祉財団全国難聴児を持つ親の会
- 1996b 「ろう・中途失聴・難聴」, 『現代思想』 第24巻第5号:52-57, 青土社
- 2003a 『たったひとりのクレオール』, ポット出版
- 2003b 「医療の論理、言語の論理」, 『現代思想』 第31巻第13号11月号:166-179
- 2004a 「障害認識に対する二つの誤解について」, 『九州保健福祉大学研究紀要』 No.5:215-223
- 2004b 「障害認識の本質的課題」, 『一般研究報告書 聴覚障害児の障害認識と社会参加に関する研究－様々な連携と評価を中心に－(平成13年度～平成15年度)』 :81-88, 独立行政法人国立特殊教育総合研究所聴覚・言語障害教育研究部
- 2005a 「聴覚障害児医療の再検討－基礎的考察」立命館大学大学院先端総合学術研究科提出 博士予備論文
- 2005b 「聴覚障害児教育における言語資本と生命倫理」, 『九州保健福祉大学研究紀要』 No.6:81-87
- 上農正剛他 2001 「ろう文化と社会学－聴者によるろう文化理解は果たして可能か?」, 『徳島大学社会科学研究』 第14号:112-121

Multilingual Situation in Language Acquisition of Deaf and Hard of Hearing Children

UENOU Seigou

Abstract:

The first purpose of this paper is reporting on the multilingual education of deaf and hard of hearing children. They acquire and learn several languages: Japanese vocal language, Japanese writing language and sign language (simultaneous communication and Japanese sign language). Up to this time, mainstream education for language acquisition by deaf and hard of hearing children has emphasized the vocal, language-centered method. We could see clear results from this method, but, we also became aware of many risks related to it. So, in recent years, the value of sign language has been reaffirmed by teachers at deaf schools. The other hand, due to the notable influence of cochlear implants, vocal language education has come to be highly estimated again. Each method has its reasons and rights. What then should we think? The most important matter for deaf and hard of hearing children is the benefit of acquired language in daily life. In other words, we have to judge the issue from the perspective of “linguistic capital”.

The second purpose of this paper is conducting a comparative analysis of each language from this view. This paper discusses the benefits and risks of each language in the daily life of children.

Key words : multi-lingual, Japanese writing language, sign language, cochlear implants, linguistic capital